



# 長野県報

3月12日(木)  
平成21年  
(2009年)  
第2048号

## 目次

### 規則

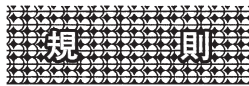
長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則(人権・男女共同参画課) .....	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) .....	2
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課) .....	3
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	3
職員の自己啓発等休業に関する規則(人事委員会事務局) .....	4
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(人事委員会事務局) .....	4
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	8

### 告示

保安林予定森林(森林づくり推進課) .....	9
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	9
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	9
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	9
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(都市計画課) .....	10
政治資金規正法に基づく平成19年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正報告(選挙管理委員会) .....	10

### 公告

一般競争入札(情報統計課) .....	11
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	11
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課) .....	12
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(産業政策課) .....	12
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	12
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農地整備課) .....	12
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) .....	13
一般競争入札(建設政策課) .....	13
一般競争入札(市町村課) .....	13
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農地整備課) .....	14
一般競争入札(7件)(河川課) .....	14
一般競争入札(2件)(砂防課) .....	20
警備業法に基づく検定(生活安全企画課) .....	22
平成19年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置(3件)(監査委員事務局) .....	23
一般競争入札(障害福祉課) .....	28
一般競争入札(農業技術課) .....	29
一般競争入札(9件)(保健厚生課) .....	30



長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月12日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第4号

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則

長野県男女共同参画センター管理規則(昭和59年長野県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表の1の音響設備の項中

レコードプレイヤー(固定型)	1台	100
ステレオ	1台	200
ホール拡声装置(マイクロフォン2台を含む)	1式	600

を

コンパクトディスクプレーヤー	1台	200
ミニディスクレコーダー	1台	300
ホール拡声装置(マイクロフォン2台を含む)	1台	600
拡声装置(可搬型)	1台	200

に改め、同1の映写設備の項を次のように改める。

映写設備	16ミリ映写機	1台	1,600
	ビデオデッキ	1台	300
	DVDプレーヤー	1台	300
	ビデオプロジェクター	1台	500
	パーソナルコンピュータ	1台	500

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人権・男女共同参画課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月12日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 総務課に、被疑者取調べの監督に関する事務をつかさどらせるため、取調べ監督室を付置する。

第5条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第9条第1項第4号中「浄書、印刷、」を削る。

第14条第4号を削り、同条に次の1項を加える。

2 捜査第一課に、検視その他の死体の取扱いに関する事務をつかさどらせるため、検視官室を付置する。

第15条第1号中「こと」の次に「(振り込め詐欺対策室の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 捜査第二課に、振り込め詐欺(他人になりすまして電話をかけ又は電話をかけさせ、指定した預金口座又は貯金口座への振り込みその他の方法により、その相手方に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させる手口による詐欺又は電子計算機使用詐欺をいう。)の取締りに関する事務をつかさどらせるため、振り込め詐欺対策室を付置する。

第30条第2項中「総務・会計課を」の次に「、長野県長野中央警察署及び長野県松本警察署に生活安全課に代えて生活安全第一課及び生活安全第二課を、地域課に代えて地域第一課及び地域第二課を、刑事課に代えて刑事第一課、刑事第二課及び刑事第三課を、交通課に代えて交通第一課及び交通第二課を、警備課に代えて警備第一課及び警備第二課を」を加え、同条第4項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 被疑者取調べの監督に関すること。

第30条第7項中「生活安全課」の次に「、生活安全第一課及び生活安全第二課」を加え、同条第9項中「地域課」の次に「、地域第一課及び地域第二課」を加え、同条第10項中「刑事課」の次に「、刑事第一課、刑事第二課及び刑事第三課」を加え、同条第11項中「交通課」の次に「、交通第一課及び交通第二課」を加え、同条第12項中「警備課」の次に「、警備第一課及び警備第二課」を加える。

別表第1の刑事部の項中「検視係 特捜班」を「特捜班」に、「指紋係」を「指紋係 資料係」に改める。

別表第2の6の千曲市稲荷山警察官駐在所の項から千曲市八幡警察官駐在所の項までを次のように改める。

千曲市西部警察官駐在所	千曲市大字 稲荷山	千曲市 大字稲荷山 大字野高場 大字桑原 大字八幡
-------------	-----------	---------------------------

別表第2の12の軽井沢町中軽井沢警察官駐在所の項中

軽井沢町中軽井沢	を	軽井沢町大字長倉	に改め、同表の
----------	---	----------	---------

19の阿智村・清内路村交番の項を次のように改める。

阿智村交番	阿智村駒場	阿智村 春日 駒場 伍和 智里 駒 清内路
-------	-------	-----------------------

別表第2の23の松本市高宮交番の項中

松本市高宮北

松本市高宮南 に改め、同23の松本市村井・寿交番の項中

「大字芳川野溝」を「野溝西2丁目及び3丁目」に改める。

別表第4の公安委員会補佐室の項の次に次のように加える。

取調べ監督室	室 長	警 視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
--------	-----	-----	------------------

別表第4の自動車整備工場の項及び情報管理課の項を削り、同表の捜査第一課の項の次に次のように加える。

検視官室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
	検視官	警視	検視その他の死体の取扱い及びその指導並びに部下職員の指揮監督
振り込め詐欺対策室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督

別表第4の警備第二課の項中「災害対策に」を「災害警備並びに緊急事態の対処に」に改める。

附則

この規則は、平成21年3月18日から施行する。ただし、別表第2の19の阿智村・清内路村交番の項の改正規定は同年3月31日から、第4条に1項を加える改正規定、第30条第4項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に1号を加える改正規定及び別表第4に取調へ監督室の項を加える改正規定は同年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月12日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

階級等別 区分	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	小 計		
長野県警察本部	人 68	人 110	人 328	人 235	人 138	人 879	人 270	人 1,149
長野県警察学校	2	3	11	1		17	4	21
警 察 署	49	137	640	776	754	2,356	175	2,531
初 任 科 生					150	150		150
合 計	119	250	979	1,012	1,042	3,402	449	3,851

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

警務課

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月12日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち「|広域捜査官|」を「|広域捜査官|  
|検視官|」に改める。

附 則

この規則は、平成21年3月18日から施行する。

人事委員会事務局

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布します。

平成21年3月12日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

### 長野県人事委員会規則第2号

職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号。以下「条例」という。)第3条、第4条第4号及び第5条第2号の規定により、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条の人事委員会が定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)若しくはこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程又は次条第2号に掲げる教育施設の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(教育施設)

第3条 条例第4条第4号の人事委員会が定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 条例第4条第3号に掲げる外国の大学に準ずる外国の教育施設

(2) 学校教育法第108条に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校その他の教育施設で人事委員会が別に定めるもの(奉仕活動)

第4条 条例第5条第2号に規定する人事委員会が定める奉仕活動は、次に掲げる国の州又は省における奉仕活動のうち、本県と当該州又は省との間の国際交流の促進に資するものとする。

(1) アメリカ合衆国ミズーリ州

(2) 中華人民共和国河北省

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

2 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「」のうち、給与の支給を受けていないもの」の次に「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)第2条第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業職員」という。))を加える。

第5条第2項第2号中「者」の次に「、自己啓発等休業職員」を加える。

第6条の2第1号中「育児休業職員」を「自己啓発等休業職員、育児休業職員」に改める。

第7条第1項第1号中「派遣職員」の次に「、自己啓発等休業職員」を加える。

第10条第2項第2号中「育児休業職員」を「自己啓発等休業職員、育児休業職員」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

3 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「育児休業の」を「自己啓発等休業若しくは育児休業の」に、「派遣」を「派遣、自己啓発等休業」に改め、同条第2項中「派遣」の次に「、自己啓発等休業」を加える。

第39条の3第2項及び第41条の3第1項第3号中「育児休業」を「、自己啓発等休業若しくは育児休業」に改める。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

4 長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「準じる事由」の次に「又は職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)第2条第1項に規定する自己啓発等休業(同条例第9条第2項の規定により読み替えて適用される退職手当条例第7条第3項に規定する場合に該当するものを除く。))」を加える。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

平成21年3月12日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

### 長野県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例第2条第2項」を「前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等(条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)の勤務時間は、その育児短時間勤務等の内容(条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。)に従い、1日につき8時間を超えない範囲内となるように割り振るものとし、条例第2条第3項及び第4項」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、同条第3項中「第2条第6項」を「第2条第8項」に改め、同項第1号中「週休日が」を削り、「8日(」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上でその育児短時間勤務等の内容に従った週休日並びに)」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「同じ。))」の次に「及び任期付短時間勤務職員(条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。))」を加え、「)となる」を「の(週休日)を設ける」に改め、同項第2号中「第2条第7項」を「第2条第9項」に改め、同条第4項中「事由」を「事由(育児短時間勤務職員等にあつては、その育児短時間勤務等の内容)」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「52週間」を「4週間」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、1週間当たり1日以上の割合でその育児短時間



勤務等の内容に従った週休日)を設けること。

第3条第1項、第3項及び第4項中「第2条第7項」を「第2条第9項」に改め、同条第5項中「第2条第7項」を「第2条第9項」に、「第2条第4項」を「第2条第6項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間外において勤務を命ずることができる場合)

第3条の2 条例第5条ただし書の人事委員会が定める場合は、公務のため臨時に必要な場合において、育児短時間勤務職員等に同条ただし書の規定による勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第6条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「1週間ごとの」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの」に、「再任用短時間勤務職員(以下この条において「同一型再任用短時間勤務職員」という。)」を「もの」に改め、同項第3号中「同一型再任用短時間勤務職員以外の再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、前号に掲げる職員以外のもの」に改め、「第2条第2項」の次に「の規定により定められ、又は同条第3項」を加え、同条第5項中「(同一型再任用短時間勤務職員)」を「(斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))」に、「同一型再任用短時間勤務職員以外の再任用短時間勤務職員」を「不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。次項において同じ。))」に改め、同条第6項中「(同一型再任用短時間勤務職員)」を「(斉一型短時間勤務職員)」に、「同一型再任用短時間勤務職員以外の再任用短時間勤務職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改める。

第7条第2項、第8条第2項第1号及び同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項中「を除く」を「及び任期付短時間勤務職員を除く」に改める。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第24条第9号中「第6条第1項」の次に「及び第18条第1項」を加える。

(期末手当及び勤労手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤労手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条、第34条」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号。以下この条及び第5条第2項第3号において「育児休業条例」という。))第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))」を、「第36条」の次に「(育児休業条例第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))」を加える。

第2条第1項第2号中「若しくは法」を「、法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項

の規定により採用された公務員で法」に、「公務員(」を「もの(」に、「又は」を「若しくは育児休業法第18条第1項の規定により採用された公務員(以下「任期付短時間勤務公務員」という。))又は」に、「となつたもの」を「若しくは育児休業条例第18条第1項の規定により読み替えられた給与条例第3条に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))となつたもの」に改め、同項第3号中「公務員」の次に「、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第23条第1項の規定により採用された公務員、育児休業法第18条第1項の規定により採用された他の地方公共団体の公務員」を加え、同条第2項中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第3条第2項中「の範囲内」を「を超えない範囲内」に改める。

第4条中「規定する」の次に「100分の25を超えない範囲内で」を加え、「給料月額に乘ずる」を削り、同条第2号中「給料月額を受ける職員及び」を「号俸及び同条第3項の規定により定められた給料月額を受ける職員並びに」に、「第5条第1項の給料表の適用を受け、6号俸以上の」を「第5条第1項の給料表の適用を受け、6号俸及び同条第4項の規定により定められた」に改め、同条第3号中「の給料月額」を削る。

第5条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第13条第1項の規定により読み替えられた給与条例第7条第1項に規定する算出率をいう。第10条第2項第5号において同じ。))を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第5条第3項中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「及び再任用短時間勤務公務員」を「、再任用短時間勤務公務員及び任期付短時間勤務公務員」に改める。

第5条の2第2項中「及び再任用短時間勤務公務員」を「、再任用短時間勤務公務員及び任期付短時間勤務公務員」に改める。

第7条第1項第2号中「公務員若しくは」を「公務員、」に改め、「再任用短時間勤務公務員」の次に「若しくは任期付短時間勤務公務員」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「若しくは任期付短時間勤務職員」を加える。

第10条第2項第3号中「第5号」を「第6号」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第2条第4項、第6項及び第7項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

別表第1の任期付職員条例第4条第1項の給料表の項中「以上の」を「以上の号俸及び任期付職員条例第4条第3項の規定により定められた」に、「3号俸の給料月額」を「3号俸」に、「1号俸の給料月額」を「1号俸」に改め、同表の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の項中「以上の」を「以上の号俸及び任期付

研究員条例第5条第4項の規定により定められた」に、「3号俵の給料月額」を「3号俵」に、「1号俵の給料月額」を「1号俵」に改める。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

第4条 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(1)中「第2条第3項」を「第2条第5項」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9章の2を次のように改める。

第9章の2 再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第33条の2 次の各号に掲げる給料月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。

(1) 一般職員給与条例第8条の3第2項、学校職員給与条例第11条の3第2項又は警察職員給与条例第8条の3第2項の規定による給料月額

(2) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号。以下この条及び第40条の2において「育児休業条例」という。)第13条第1項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条、第8条第2項若しくは第8条の3第1項、育児休業条例第13条第2項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第6条第1項、第8条、第11条第2項若しくは第11条の3第1項、育児休業条例第13条第3項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第7条、第8条第2項若しくは第8条の3第1項、育児休業条例第14条の規定により読み替えられた任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条第2項若しくは任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第5条第3項又は育児休業条例第15条の規定により読み替えられた公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第12条の規定による給料月額

(3) 育児休業条例第18条第1項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条、育児休業条例第18条第2項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第8条又は育児休業条例第18条第3項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第7条の規定による給料月額

第36条中「第2条第4項、第6項及び第7項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に改める。

第38条の3中「(平成14年長野県条例第31号)」及び「(平成14年長野県条例第41号)」を削る。

第40条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第19条第1項第2号」の次に「(育児休業条例第13条第1項又は第18条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第42条の3第1項中「第2条第6項若しくは第7項」を「第2条第8項若しくは第9項」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第6条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「次の各号に掲げる」に、「額に」を「額に当該各号に定める勤務時間を」に、「)第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項」を「。以下この項において「勤務時間条例」という。)第2条第1項」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの勤務時間条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この号及び次号において「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第7条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「定める額」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第17条の12第1項」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)第13条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び次条において同じ。)」を加える。

(特勤手当等に関する規則の一部改正)

第9条 特勤手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている

職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第5条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受け

ていた」とする。

（教職調整額の支給に関する規則の一部改正）

第10条 教職調整額の支給に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「再任用短時間勤務学校職員」を「再任用短時間勤務学校職員等」に改め、同条中「について」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員について」に改める。

（義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正）

第11条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「乗じて」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）にあつては、その額に同条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員にあつては、その額に同条例第2条第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて」に改める。

（長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正）

第12条 長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第2号中「の規定に基づく」を「第2条第1項の規定による」に改め、「限る。）」の次に「又は育児短時間勤務（同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

（職員の部分休業の承認の特例に関する規則の一部改正）

第13条 職員の部分休業の承認の特例に関する規則（平成4年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の育児休業等に関する規則

本則中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）第7条第2項」を「条例第20条第2項」に、「同条例第7条第2項」を「条例第20条第2項」に改め、本則を第4条とし、同条に見出しとして「（職員の部分休業の承認の特例）」を付し、同条の前に次の3条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号。以下「条例」という。）第3条第4号、第7条第5号、第8条及び第20条第2項の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（再度の育児休業等をすることができる特別の事情）

第2条 条例第3条第4号又は第7条第5号の人事委員会が定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育



を支援する方法とする。

(条例第8条の人事委員会が定める日数及び時間)

第3条 条例第8条の人事委員会が定める日数は12日とし、同条の人事委員会が定める時間は16時間とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第14条 任期付研究員の採用等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中「の時間帯」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容)に従った時間帯(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第3条第1項の規定に基づき休憩時間を設けなければならない場合にあっては、当該休憩時間の時間帯を除く。))」を加える。

第10条第2号中「(昭和27年長野県条例第9号)」を削る。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第15条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に、「職員にあっては」を「ものにあっては」に、「第2条第2項の」を「第2条第3項の」に改め、「数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあっては、その額に同条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加え、附則第3項第3号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改める。

(職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部改正)

第16条 職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成18年長野県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「又は第28条の5第1項」を「、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

第4条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た額」の次に「(その額

に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日において職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例(平成18年長野県条例第4号)による廃止前の職員の給与の特例に関する条例(平成13年長野県条例第39号)第4条第1項の規定の適用がなかったものとした場合にその者が受けるべきであった給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日において職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例による廃止前の職員の給与の特例に関する条例第4条第1項の規定がなかったものとした場合にその者が受けるべきであった給料月額(給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第17条 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成19年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「が経過措置基準額」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た額)」を加える。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月12日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第4号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「日本下水道事業団」を「財団法人ダム技術センター 日本下水道事業団」に改める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人事委員会事務局